

道路占用料一覧表（令和3年4月1日～）

	種 別	金 額	単 位
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	420円	1本につき1年
	第2種電柱	650円	
	第3種電柱	880円	
	第1種電話柱	380円	
	第2種電話柱	610円	
	第3種電話柱	830円	
	その他の柱類	38円	
	共架電線その他上空に設ける線類	4円	長さ1メートルにつ き1年
	地下に設ける電線その他の線類	2円	
	路上に設ける変圧器	370円	1個につき1年
	地下に設ける変圧器	230円	占用面積1平方メー トルにつき1年
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	760円	1個につき1年
	郵便差出箱及び信書便差出箱	320円	
	広告塔	960円	表示面積1平方メー トルにつき1年
その他のもの	720円	占用面積1平方メー トルにつき1年	
法第32条第1項 第2号に掲げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	16円	長さ1メートルにつ き1年
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの	23円	
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの	34円	
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの	45円	
	外径が0.2メートル以上0.3メ ートル未満のもの	68円	
	外径が0.3メートル以上0.4メ ートル未満のもの	91円	
	外径が0.4メートル以上0.7メ ートル未満のもの	160円	
	外径が0.7メートル以上1メー トル未満のもの	230円	
	外径が1メートル以上のもの	450円	

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		760円	占有面積1平方メートルにつき1年	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		480円	
	地下に設ける通路		290円	
	家屋出入口等の通路		87円	
	その他のもの		760円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		10円 占有面積1平方メートルにつき1日	
	その他のもの		96円 占有面積1平方メートルにつき1か月	
道路法施行令（昭和27年政令「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるもの）	一時的に設けるもの	96円 表示面積1平方メートルにつき1か月	
		その他のもの	960円 表示面積1平方メートルにつき1年	
	標識		610円 1本につき1年	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	10円 1本につき1日	
		その他のもの	96円 1本につき1か月	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	10円 その面積1平方メートルにつき1日	
		その他のもの	96円 その面積1平方メートルにつき1か月	
	アーチ	車道を横断するもの	960円 1基につき1か月	
		その他のもの	480円	
	令第7条第2号に掲げる工作物		760円	占有面積1平方メートルにつき1年
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		96円	占有面積1平方メートルにつき1か月	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		76円		
その他		その都度市長が定める額	その都度市長が定める単位	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1か月未満であるとき、又はその期間に1か月未満の端数があるときは1か月として計算する。
- 8 前2項により算出した占用料の総額が100円に満たないときは100円とし、占用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円とする。